

東根市学校給食費補助金について(お知らせ)



対象となる方

東根市に住所を有し、かつ、(1)又は(2)のいずれかに該当する方

- (1) 東根市立中学校以外の中学校に在籍する生徒の保護者
- (2) 特別支援学校中学部に在籍する生徒の保護者



対象とならない方

以下(1)又は(2)のいずれかに該当する方

- (1) 他の制度により学校給食費について給付を受けている方
- (2) 学校給食費について未納がある方

※(1)に該当する場合であっても、給付額が学校給食費の一部である場合には、対象となります。



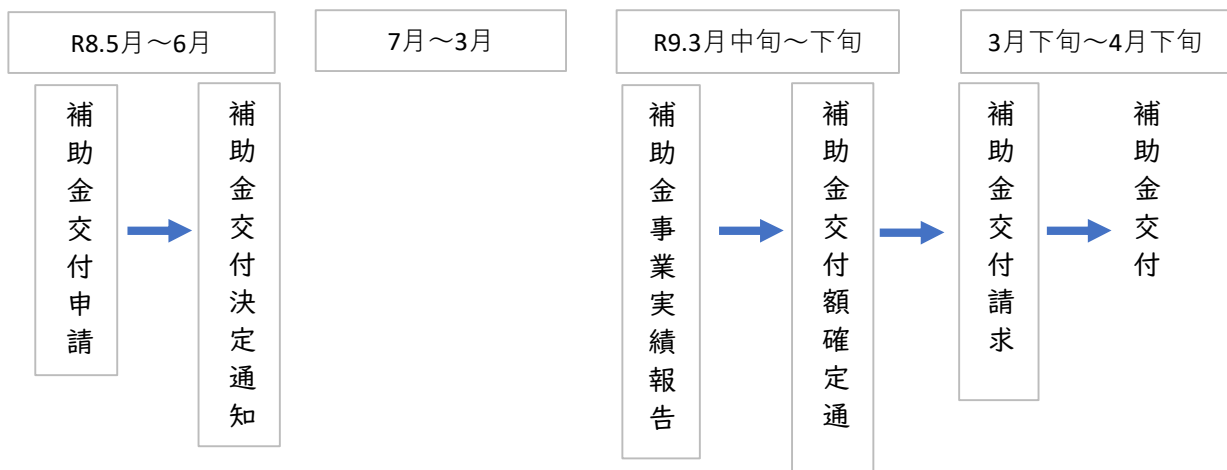
補助金の額

中学生が在籍する学校の給食費相当額

※他の制度により学校給食費の一部について給付を受けている場合には、学校給食費相当額より給付額を差し引いた額を交付します。



補助金手続きの流れ





よくあるご質問

Q 学校から通知される学校給食費は支払う必要がありますか。

A. 補助金は、年度末に年間給食回数を確定した後に交付されます。そのため、学校から請求される学校給食費については、全額お支払いください。補助金の交付は翌年度4月下旬（転出等の場合は随時）となる予定です。

※「補助金手続きの流れ」をご確認ください。

Q 現在、就学援助費の支給を受けています。補助金の交付を受けられますか。

A. 就学援助費により学校給食費の支給を受けている場合は補助金交付対象外となります。ただし、年度途中から就学援助費の認定を受けた場合や認定が取消された場合は補助金の交付対象となる場合がありますのでご相談ください。

Q 現在、特別支援就学奨励費の支給を受けています。補助金の交付を受けられますか。

A. 特別支援就学奨励費により学校給食費の支給を受けている場合は、学校給食費相当額から特別支援就学奨励費の支給額を差し引いた額を交付します。補助金交付申請後に特別支援就学奨励費により学校給食費全額支給対象となった場合はご連絡ください。

Q 補助金申請後に住所等が変更となりました。手続きが必要ですか。

A. 補助金の申請内容に変更がある場合は変更届の提出が必要となりますのでご連絡ください。

【お問い合わせ】

東根市教育委員会管理課総務係

TEL:0237-42-1111（内線 3514 ・ 3521）